

# 近年の建設不況が建設廃棄物の不法投棄等に与える影響

藤倉 まなみ<sup>※1</sup>

キーワード：産業廃棄物，不適正処理，不法投棄，建設不況，  
産業廃棄物処理業者

## 要約

近年の建設不況により，建設業の元請受注高は2008（H20）年度以降減少傾向にあり，倒産も増加している．これは建設廃棄物の排出量を減少させる一方で，建設廃棄物の排出事業者（建設業者）の経営の悪化に伴う不法投棄等を増加させる懸念がある．しかし排出事業者による不法投棄等は全体的には減少傾向にあり，一部の経営状態の芳しくない排出事業者による不適正な保管や倒産覚悟の不法投棄が1件当たりの不法投棄等の規模をやや増大させたものと考えられる．不法投棄等の未然防止対策として，元請けの下請けに対する責任の強化に加え，当面の監視対象として経営状態が悪い事業者への立入検査の重点化が考えられる．

また，少ない廃棄物を争って産業廃棄物処理業者（許可業者）の処理料金の値下げが生じ，鉄スクラップ価格の下落等が許可業者の経営をさらに圧迫した．しかし，許可業者のみよる不法投棄等は減少しており，廃棄物処理法の強化により不適格者の淘汰が進み，現に許可を有する業者は，不適正処理による利益が適正処理の利益を上回らないと判断し，がまんして経営していると考えられる．今般の建設不況に伴う許可業者の状況からは，廃棄物の絶対量が減少した場合に，リサイクルを含め，適正処理を行う業者間でもビジネス競争が生じること，その場合でも廃棄物処理法の規制の下での経済的インセンティブが不適正処理を抑制していることが明らかになった．今後は優良な許可業者の育成をさらに進める経済的インセンティブの付与が重要である．

## 1. はじめに

高度経済成長期以降，我が国の経済社会活動や国民生活が大量生産・大量消費・大量廃棄となる中で，廃棄物の排出量が増大し，最終処分場の不足や不法投棄の多発など，廃棄物をめぐる様々な問題が深刻化した．このため，廃棄物の適正処理に向け，廃棄物の処理

---

※1 桜美林大学総合科学系

及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が逐次改正され、排出事業者責任の強化や不法投棄対策の徹底が図られてきた。この結果、産業廃棄物の不法投棄は、投棄件数、投棄量ともにピーク時のおよそ4分の1に減少してきている。しかしいまだに年間300件超、総量10万トン超もの悪質な不法投棄が新規に発覚し、不適正な処理が後を絶たない状況にある。

不法投棄された産業廃棄物のうち大きな割合を占めているのは建設廃棄物（建設業から排出される産業廃棄物）で、量、件数とも7割前後で推移している。建設廃棄物の排出量は産業廃棄物全体の18%、最終処分量は25%（いずれも2005（H17）年度）であるので、建設廃棄物は他の業種からの廃棄物に比べ、不法投棄される割合が高いといえる。

不法投棄対策を効果的に進めるためには、建設廃棄物の不法投棄要因を明らかにすることが重要である。特に近年は建設不況が指摘されており、経営の悪化から廃棄物の不法投棄等が増えるのではないかと懸念される。そこで本稿では、まず建設廃棄物の不法投棄の要因とパターンを整理し、次に近年の建設不況を検証するとともに建設廃棄物の不法投棄等の増減要因を検討し、続いて産業廃棄物の不法投棄等の動向を分析して建設不況が不法投棄等に与えた影響について考察し、最後に今後の不法投棄等の未然防止対策について提言する。

## 2. 建設廃棄物の不法投棄等の要因及びパターン

廃棄物処理法では、廃棄物処理施設（中間処理施設や最終処分場）でない場所に廃棄物をみだりに投棄することを禁じている（法第16条）。これに違反する行為を「不法投棄」という。また、同法では、廃棄物の収集運搬・保管・中間処理・最終処分についての基準を決めている（産業廃棄物については法第12条）。これに違反する行為を「不適正処理」という。例えば、廃棄物の保管場所と称して自社敷地に廃棄物を大量に積み上げ、火災や地下水の汚染を生じるおそれを生じていれば保管基準違反という不適正処理になる。また、排出事業者以外の者が廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処分を業として行うためには同法に基づく許可が必要であり、無許可業者への委託は排出事業者の委託基準違反となる。不法投棄も不適正処理も、排出事業者が自ら行うケース、無許可業者が行うケース、許可業者が許可を有することを悪用して行うケース（前述の大量保管のような不適正処理が多い。）がある。

不法投棄や不適正処理（本稿では両者をさす場合は「不法投棄等」という。）は、適正処理コストを回避したいという経済的動機から生じている。建設廃棄物の不法投棄等の要因に関してみると、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。2002（H14）年完全施行。）の施行状況を評価した報告書<sup>1</sup>では、同法制定時の状況について以下のように指摘している。

① 建設系廃棄物の約6割を占める土木系建設廃棄物は公共工事であるためにリサイクル

が進んでいるが、約4割を占める建築系建設廃棄物はリサイクルの取組が遅れている。建築系建設廃棄物のうち6割は建築物の解体工事に伴うものである。

- ② 不法投棄される建設廃棄物は、主に木造建築物の解体工事に伴い排出される木くずの占める割合が高い。
- ③ その背景として、発注者や元請業者の解体工事やリサイクルに対する適正費用の負担についての認識が必ずしも十分でない。
- ④ また、重機の発達により安価なミンチ解体が可能となり、大量の混合廃棄物が排出されるが、これらの混合廃棄物は、処分費用が高い管理型最終処分場<sup>2</sup>での処分が必要となり、これを忌避するために不法投棄が行われるケースがあった。

建設リサイクル法施行後は、コンクリートや木材等の特定建設資材の分別解体等及び再資源化等が義務付けられるとともに、発注者による工事の事前届出制度、関係者間の契約手続、解体工事業者の登録制度等が整備されたため、リサイクルが進み、最終処分量は減少した。また、廃棄物処理法の強化とも相まって不法投棄等の量も減少しているが、不法投棄等が全体的に減少してきているので、依然として建設廃棄物が不法投棄の大きな割合を占めている状況にある。

### 3. 近年の建設不況による建設廃棄物の不法投棄等の増減要因

2009（H21）年は、建設不況により建設廃棄物の排出量が減少し、処理費用が値崩れを起こしていることが業界新聞により報道された<sup>3</sup>。このことが不法投棄等の増減に影響を及ぼす要因を考察する。

#### 3.1 排出事業者（建設業者）による不法投棄等の増減要因

建設不況そのものは2001（H13）年頃（小泉構造改革）から指摘されており、市場の縮小に伴う入札価格の低下や、2005（H17）の構造計算書偽造問題などがさらに拍車をかけたと言われている。環境省による全国の建設廃棄物の排出量<sup>4</sup>をみると、2001（H13）年度以降は概ね横ばいで推移しているが、2006（H18）年度以降の統計が未だ公表されていない。そこで、産業廃棄物の排出量推計の際に建設業の指標として用いられている元請完成工事高<sup>5</sup>及び2009年（H21）年度までのデータが得られている元請受注高<sup>6</sup>（全数調査に近い元請完成工事高に比べるとカバー率が低いので数値は小さくなるが、大手建設業の受注動向を示す）をあわせて示すと、図1のとおり、建設廃棄物排出量の推移と元請受注高の推移が概ね一致していることがうかがわれる。

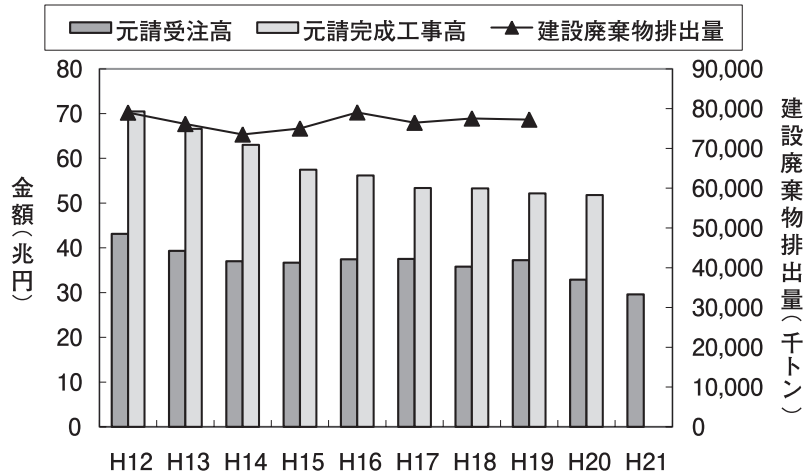


図1 元請完成工事高，元請受注高及び建設廃棄物排出量

そこで、元請受注高が最近の建設廃棄物の排出量の推移を概ね表しうるものとして半期ごとの動向をみると、図2のとおり、元請受注高は2008（H20）年度より明らかに減少傾向にあり、H21年度はH19年度の2割減となっている。これに伴い、報道のとおり、建設廃棄物は排出量そのものが減少してきていると考えられる。排出量の減少は、処理施設の余裕や処理費用の低減を招くため、不法投棄等を減らす要因となりうる。

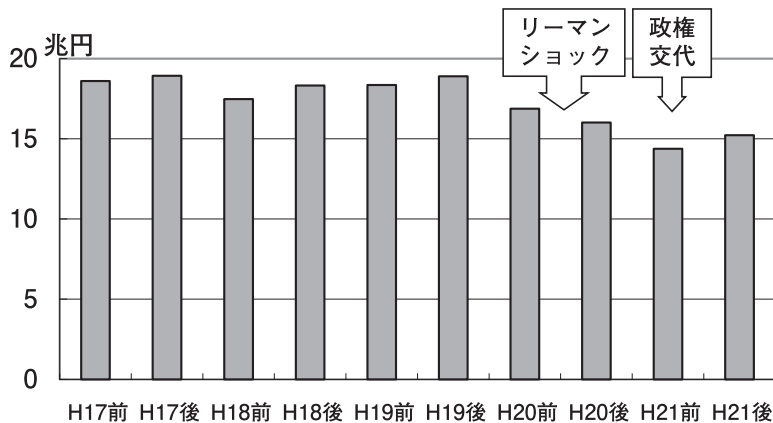


図2 元請受注高の動向（年度別半期毎）

一方で、建設不況は、建設業自体の経営を圧迫し、耐えられない業者は倒産に追い込まれる。建設業者数の推移<sup>6</sup>及び帝国データバンクによる建設業の倒産の状況<sup>7</sup>をまとめると表1のとおり、2006(H18)年度から2008(H20)年度は倒産が増加しており、2009(H21)年度の回復も公共事業の前倒しによるものである。不法投棄は民間の建設工事による解体

廃棄物が多いので、不法投棄等につながりやすい建設業の経営環境は引き続き悪化している。排出事業者の経営環境の悪化は、無理なコストダウンにつながり、不法投棄等を増加させる要因となりうる。

表 1 建設業の業者数及び倒産の状況

| 年度        | 建設業者数   | 倒産の状況（帝国データバンクによる）   |
|-----------|---------|--|
| 2006（H18） | 232,362 | 建設業の倒産は 2664 件，前年度比＋ 10.0%。  |
| 2007（H19） | 213,225 | 資材価格の高騰，下半期以降の改正建築基準法，受注工事減少により建設業者の倒産が増加。地場大手や中堅クラスの倒産も散発，建設業者の倒産は 3043 件発生（前年度比 14.2%の増）。公共工事削減の影響が大きい地方圏では，中小建設業者の倒産が増加。    |
| 2008（H20） | 243,152 | 建設業を含む全業種で倒産は増加，建設業は地方圏で倒産続発。  |
| 2009（H21） | （未公表）   | 公共事業の前倒し執行の効果が地方圏を中心に浸透し，建設業では 3325 件と前年度に比べ 6.5%の減少。ただし関東，中部では，民間工事の低迷から建設業は増加。建設業の「不況型倒産」構成比は 89.8%（前年度比＋ 0.9 ポイント）で全業種中トップ。 |

### 3.2 産業廃棄物処理業者による不法投棄等の増減要因

建設廃棄物の絶対量の減少により，少ない廃棄物を争って，処理費（収集運搬，リサイクル，処分）のダンピングが生じており，優良産廃事業者でも処理料金を下げていることがヒアリングにより確認された<sup>8</sup>。しかも，建設廃棄物（特に解体系の混合建設廃棄物）処理業者の収入源であった鉄スクラップ価格は，北京オリンピック等のアジアの建設需要の終焉とリーマンショックを契機に，2008（H20）年 7 月をピークに下落し，同年 11 月には最高値の 1/6 まで値を下げた<sup>9</sup>（図 3 に株価<sup>10</sup>とともに示す）。これも処理業者の収入を一時的に大きく減少させた。これらは，処理業者の経営を圧迫するため，処理業者による不適正処理を増加させる要因となりうる。

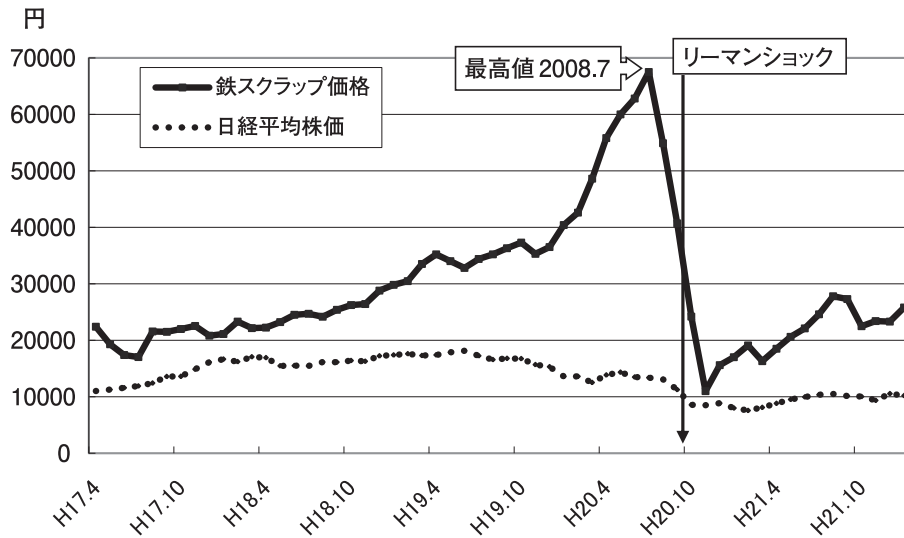


図3 鉄スクラップ価格と株価 (筆者作成)

#### 4. 建設廃棄物の不法投棄等の動向と考察

##### 4.1 不法投棄等の動向

環境省は、「産業廃棄物の不法投棄等の状況」を2008 (H20) 年度分まで公表している<sup>1)</sup>。2008 (H20) 年度はリーマンショックや資材価格の高騰・急落が生じ、また建設業の倒産がピークであった年度であり、建設不況の影響が現れ始めると考えられる。

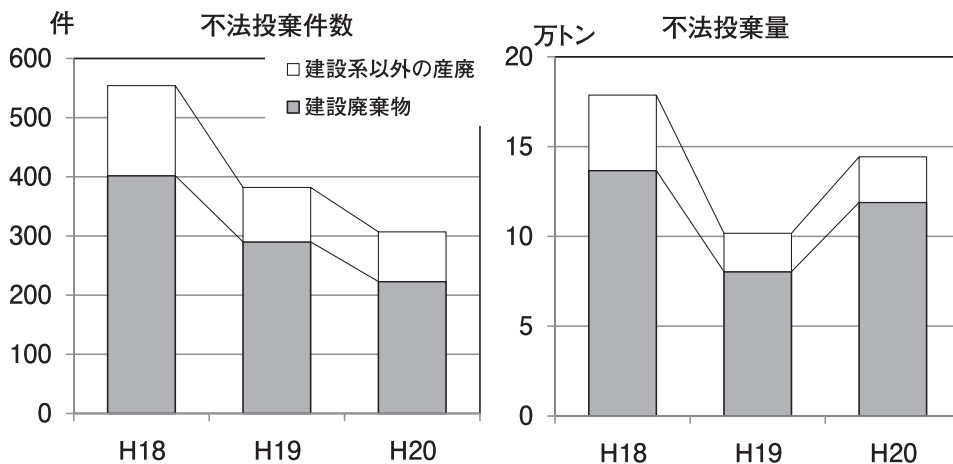


図4 産業廃棄物の不法投棄の状況 (筆者作成)

環境省の公表資料から、不法投棄の件数及び量（当該年度に新たに判明した件数及び量に整理したもの<sup>12)</sup>）をみると、図4のとおり、2008（H20）年度に新たに判明したと自治体から報告のあった不法投棄事案の件数は減少している。しかし、投棄量は10.2万トンから14.4万トンに増加しており、1件あたりの投棄量が増加している。

また、行為者別に見ると、図5のとおりで、排出事業者による不法投棄の件数は減少しているが、1件あたりの投棄量が増加している。許可業者単独による不法投棄は、件数は少ないレベルで推移し投棄量も減っている。2008（H20）年度の投棄量の増加要因となっている、排出事業者が無許可業者などと共同した複数犯による不法投棄は規模が大きいくことがわかる。

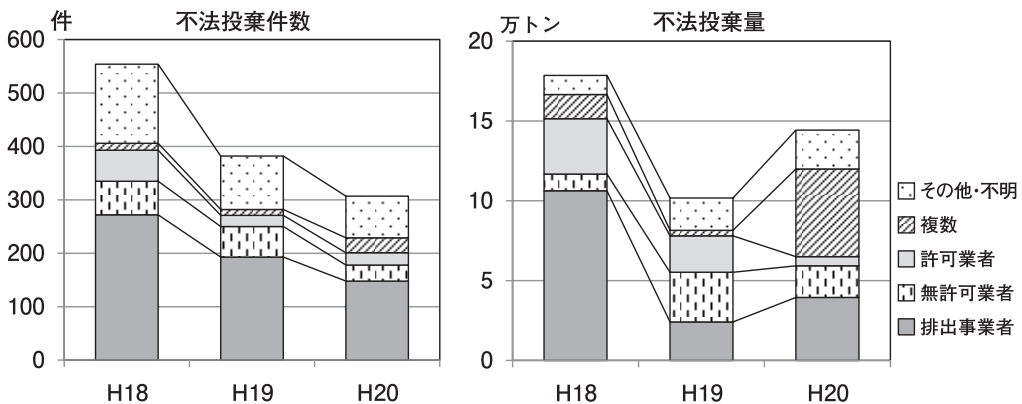


図5 行為者別の不法投棄の状況（筆者作成）

さらに、保管基準違反等の不適正処理の件数と量の推移<sup>11)</sup>を図6に示す。当該年度に新規に判明した不適正処理の件数は減少傾向が続いているが、不法投棄と同様に、不適正処理された廃棄物の量は2008（H20）年度にやや増加し、13.5万トンとなっており、1件当たりの規模の増加がみられる。なお、それぞれの年度に新規に判明した不適正処理の種類別・行為者別の内訳は公表されていない。

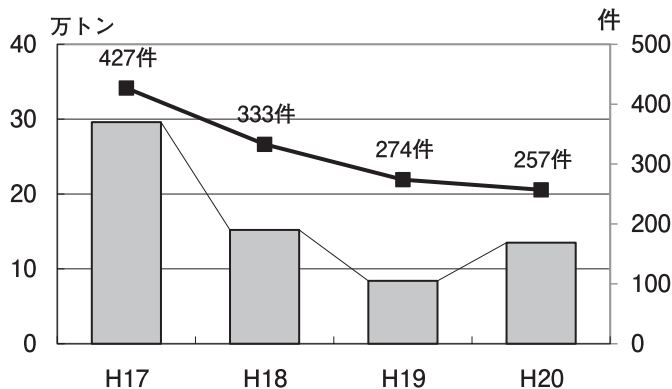


図6 不適正処理の件数及び量

また、2009（H21）年分まで公表されている、警察庁による暦年半期毎の産業廃棄物事犯の検挙件数<sup>13</sup>を図7に示す。建設不況にも関わらず、検挙件数は2007（H19）年より横ばいで推移しており、大幅な増減はみられない。2009（H21）年は2008（H20）に比べ、検挙事件数は微増（+0.2%）したが、検挙人員数（-2.4%）・逮捕者数（-13%）は減少に転じている。

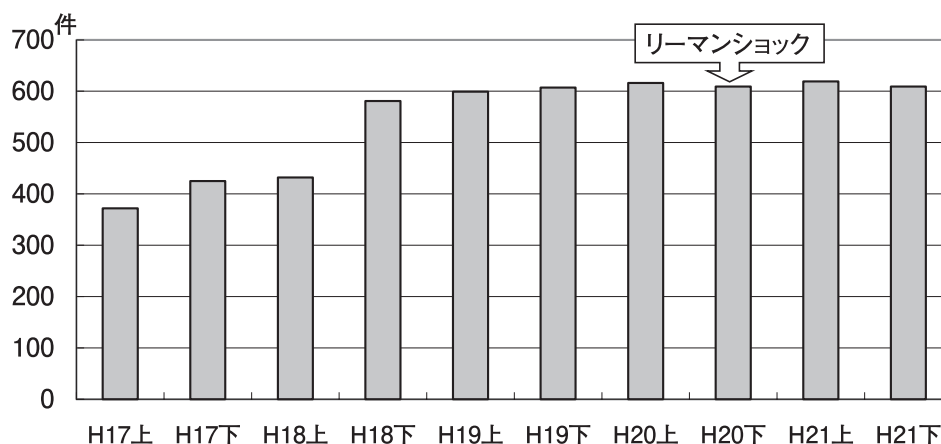


図7 産業廃棄物事犯の検挙件数（暦年，半期毎）

あわせて、2009（H21）年度の状況について、いくつかの自治体にヒアリング調査を実施したところ、富山県では、建設廃棄物の不法投棄等の特段の増加は見られないという<sup>14</sup>。また神奈川県では、2008（H20）年度末に建設不況による不適正処理を懸念して、監視を実施する県地域センターに注意喚起文書を発出しているが、その後、建設廃棄物の不適正処理が増加しているという感触はないという<sup>15</sup>。

#### 4.2 建設不況と不法投棄等の動向に関する考察

以上の状況をもとに、建設不況が排出事業者、許可業者のそれぞれに与えた影響について考察する（図8）。

##### (1) 排出事業者

- ①排出事業者による不法投棄件数は減少しており、不適正処理も全体の件数が減少していること、また自治体のヒアリング結果から、建設業界全体としては建設不況にも関わらず、不法投棄等は減少している。これは、廃棄物処理法の強化や建設リサイクル法の浸透により、建設業全体に廃棄物の適正処理の認識が高まっており、不適格者の淘汰も進んでいる証左と考えられる。
- ②また、経済的な背景としては、建設不況による建設廃棄物の排出量の減少によって近隣の適正処理施設の処理能力に余裕ができ、かつ安値で適正処理ができるのであ



れば、危険を冒して不適正処理リスクのある業者に委託する必要性がなくなる（「処理費節減」及び「処分場が遠距離」は、産廃の不法投棄事犯の動機として挙げられている<sup>16)</sup>。すなわち、自らの経営環境が厳しくても適正処理に委託しやすくなっている。

③一方で、暴力団組員などにつながるアウトロー業者にとっては、適正処理価格との差が儲けにつながっていた。例えば、混合建設廃棄物の適正処理価格が1トン当たり10,000円のところ、アウトロー業者は7,000円程度で請け負い、実際には3,000円程度の費用で不法投棄を行う。適正処理価格が7,000円程度に低減すると、アウトロー業者もさらに価格を下げなければならなくなり、利益が減る。すなわち、適正処理業者による値下げ＝価格差の減は、廃棄物量の減とも相まって、不法投棄ビジネスのうまみを減少させていると推察される。

④ただし、倒産寸前で廃棄物の処理費を捻出できない、あるいは次期入札での不利益を考慮に入れないほど追いつめられた一部の排出事業者は、自社の敷地に建設廃棄物を大量かつ不適正に保管したり、アウトロー業者などと結託して悪質な（1件当たりの投棄量の大きい）不法投棄等に走ったりする。例えば、警察庁によるH21年度の廃棄物処理法違反の主要検挙事例<sup>15)</sup>では、建設業者による建築廃材約160m<sup>3</sup>の不法投棄事件では、1法人指定暴力団員を含む8人が検挙されている。

以上から、排出事業者に起因する不法投棄等は、経営不況によっても、全体的には減少傾向にある。しかし建設業の不況型倒産は続いており、経営状態の芳しくない倒産覚悟の排出事業者による不法投棄等は存続すると見込まれるため、そのような事業者を重点的に監視することにより未然防止につながると考えられる。

## (2) 許可業者

許可業者で、建設廃棄物を主に扱う者は、少ない建設廃棄物を争って価格の低減競争が生じ、非常に厳しい経営を迫られているが、許可業者による不法投棄は件数、投棄量ともに減少しており、不適正処理も全体の件数は減少している。これには以下の要因が考えられる。

①経営不況にあっても、不適正処理に安易に踏み込むような業者がかなり淘汰されてきていること。2000（H12）年、2003（H15）年及びそれに続く一連の廃棄物処理法の改正により、例えば処理施設を用いて反復して不適正処分を行うようなアウトロー業者はもちろん、道路交通法違反でさえ全ての自治体で許可が取り消され、その後5年間は許可を得られない。2000（H12）年から2005（H17）の6年間で、廃棄物処理法に基づく産廃処理業許可の取消はのべ2835件、産業廃棄物処理施設の許可の取消はのべ163施設に上っている<sup>17)</sup>。したがって、現時点で産業廃棄物処理業・処理施設の許可を有し、今後も継続したいと考える事業者は、法の遵守にかなり慎重になっている。中央環境審議会も、産業廃棄物処理業界からの不適格者の排除が着実に進みつつあると評価<sup>18)</sup>している。

②環境省や自治体が進める産業廃棄物処理業者の優良評価制度の認定の維持。許可業

者は、「良い排出事業者」から継続的に廃棄物を確保するため、差別化のビジネス手段として優良認定の維持を企図している。認定事業者には、都道府県の廃棄物部局のOBを人的に受け入れている会社もあり、継続的に廃棄物処理業を経営するために、不適正処理はできないと考えている<sup>2</sup>。

③兼業している場合に、本業での経営の維持。建設業や解体業が廃棄物処理業を兼業している場合、廃棄物処理法に違反すると本業での入札に参加できなくなるなどの不利益を被るおそれがある。

これらはいずれも、不適正処理による利益が適正処理の利益を上回らないとの判断（経済的インセンティブ）につながり、現に許可を有する業者は「がまん」して経営していると考えられる。

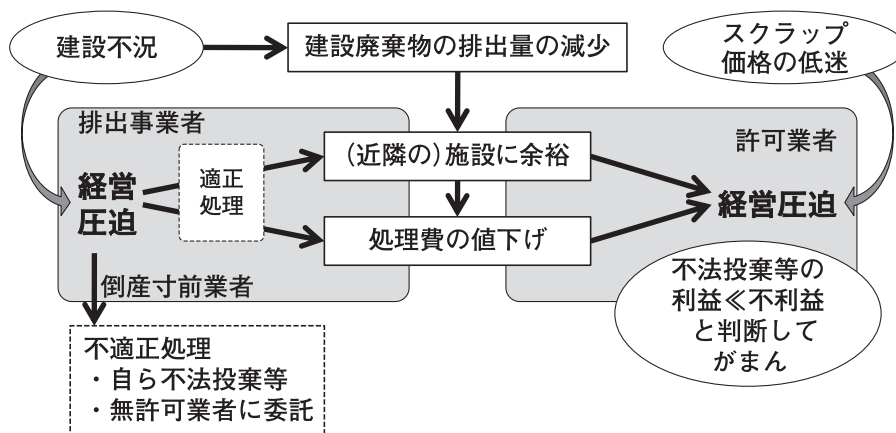


図8 建設不況が建設廃棄物の不法投棄等を与える影響

以上から、排出事業者による不適正処理は、全体の中では少数だが一部継続し、許可業者による不適正処理は経営環境が厳しい中でもかなり抑制されているといえる。

## 5. おわりに：不法投棄等を抑制する社会経済システムの提案

今般の建設不況に伴う建設廃棄物の排出量の減少と処理の状況は、廃棄物の絶対量が減少した場合に、

- ①リサイクルを含め、適正処理を行う業者間でもビジネス競争が生じること
- ②その場合でも廃棄物処理法の規制の下での経済的インセンティブが不適正処理を抑制していること

を明らかにした。

建設廃棄物の排出量の減少傾向は、わが国の財政事情からみて今後も日本の構造改革が

すすむであろうことから、今後も継続すると予想される。さらに、建設廃棄物に限らず、排出事業者において廃棄物のリデュースが進めば、産業廃棄物の処理業者にとっては今後とも競争状態は続く。その際に必要なことは、競争の選択に優良性評価などが加味され、優良性認定の維持が経済的インセンティブに、より積極的に結びつくことである。例えば、建設廃棄物ではないが、国立環境研究所が廃棄物処理の一般競争入札で入札条件に産業廃棄物処理業優良性評価制度の適合確認を受けていることを加えた例<sup>19</sup>などがある。自治体でのグリーン入札や金融機関での融資の優遇などもあるが、公共工事の発注（だけでなく、公共調達全般）が減少する今こそ、入札条件等への一層の付与が望まれる。

同時に、依然として残る、排出事業者に起因する不法投棄やアウトロー業者への委託の抑制措置も進める必要がある。これは、適正な許可業者を育成するためにも必要である。廃棄物処理法による規制の強化ももちろん必要であり、2010年の廃棄物処理法の改正では、保管に関する規制の強化、建設工事に伴う廃棄物の処理責任の元請業者への一元化、法人の罰金の3億円以下への引き上げなどの規制強化が導入された。このような措置とあわせて、公共調達において、不法投棄等を行ったことのある事業者を入札で不利益に処するのはもちろん、このような事業者を下請けにもった元請事業者にも入札で不利益に処するような、グリーン調達と元請け・下請け関係、あるいはサプライチェーンマネジメント<sup>20</sup>を通じた経済的インセンティブの付与をより進める必要がある。

また、不法投棄を未然に防止するためには、当面の監視対象として、経営状態が悪い事業者への立入検査を重点化することが考えられる。建設業に限らず、有害な産業廃棄物などの負の遺産をかかえたまま事業者が倒産するおそれは十分にある。特に建設業の倒産が続く都市部の廃棄物担当部局に求められるだろう。

## 謝辞

本研究は環境省による平成21年度循環型社会形成推進科学研究費補助金「不適正な最終処分システムの環境再生のための社会・技術システムの開発」（研究課題番号K2163 研究代表者北海道大学教授古市徹）により行った。関係各位及びヒアリングに応じていただいた関係者の皆様に感謝申し上げます。

## [注]

- 1 社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会・中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会、建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討についてとりまとめ、2008.12
- 2 管理型最終処分場とは、木くずなど、腐敗して有機性の水質汚染等をまねくおそれのある廃棄物を処分する最終処分場をいう。二重シートや水処理施設が必要なため、コンクリートやプラスチックなど汚染のおそれの小さい廃棄物のみを処分する安定型処分場に比べ、処理費が高くなる。
- 3 週間循環経済新聞 2010年1月25日号

- 4 環境省, 産業廃棄物の排出及び処理状況等について より作成  
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/sangyo.html>
- 5 国土交通省, 建設工事施工統計調査報告 (平成 20 年度実績), [http://www.mlit.go.jp/report/press/joho04\\_hh\\_000150.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/joho04_hh_000150.html)
- 6 国土交通省, 建設工事受注動態統計調査報告 (平成 22 年 7 月速報ほか毎年度分より作成)  
[http://www.mlit.go.jp/statistics/details/kkoji\\_list.html](http://www.mlit.go.jp/statistics/details/kkoji_list.html)
- 7 帝国データバンク, 倒産集計より該当年度分から作成 <http://www.tdb.co.jp/report/tosan/index.html>
- 8 関東地方の優良認定業者 T 社へのヒアリング (2010.2.2) による
- 9 社団法人日本鉄リサイクル工業界, [http://www.jisri.or.jp/market/kokunai/kokunai\\_h21.html](http://www.jisri.or.jp/market/kokunai/kokunai_h21.html)
- 10 日経新聞社, 日経平均プロフィール <http://www3.nikkei.co.jp/nkave/data/month4.cfm>
- 11 環境省, 産業廃棄物の不法投棄等の状況 (平成 20 年度) について (お知らせ), 2010.2.15
- 12 環境省の公表資料には, 過去に判明していたが, 各自治体から環境省に報告された年度が遅いものが含まれている。図 4, 図 5 では, 当該年度の不法投棄の状況を表すため, H10 年に判明していたが H18 年度に環境省に報告された千葉市事案 (1.1 万トン, 建設廃棄物, 複数の行為) は H18 年度から抜いており, また, H18 年に判明していたが H20 年度に環境省に報告された桑名市事案 (5.8 万トン, 建設廃棄物, 排出事業者の行為) は H18 年度に含めている。また図 6 では, 環境省公表資料より報告もれ事案を除いたものを示している。なお, 全ての不法投棄等事案はあくまで違法行為が判明した年度であり, 行為はそれ以前の年度に行われたものも含む。
- 13 警察庁, 平成 21 年中における主な生活経済事犯の検挙状況について, 2010.2
- 14 富山県環境政策課へのヒアリング (2010.2.4) による
- 15 神奈川県環境農政部廃棄物対策課へのヒアリング (2010.2.3) による
- 16 警察庁, 平成 21 年版警察白書
- 17 環境省, 産業廃棄物処理施設の設置, 産業廃棄物処理業の許認可に関する状況について, <http://www.env.go.jp/recycle/waste/kyoninka.html>
- 18 中央環境審議会廃棄物リサイクル部会廃棄物処理制度専門委員会, 廃棄物処理政策における論点整理, 2008.12.19
- 19 Dairy 環境ニュース (環境新聞), 国環研が産廃優良性評価を入札条件に, 2009.1.6  
[http://eco.goo.ne.jp/news/files\\_daily/daily\\_20090106\\_1392.html](http://eco.goo.ne.jp/news/files_daily/daily_20090106_1392.html)
- 20 サプライチェーンマネジメント (供給連鎖管理) とは, 複数の企業間の仕入・製造・物流・販売までを一括して管理することで, 従来は製造業を中心にコスト削減や業務効率化のために導入されてきた考え方であるが, 近年では, 低炭素社会や循環型社会の形成のための環境負荷削減にも効果が期待されている。ここでは, サービスやモノを発注する際に, 不法投棄等を行ったことのある事業者をサプライチェーン全体の契約対象に参入させないようなシステムの導入を意図している。